

令和 7 年 度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要 望 に あ た っ て

県内14町村の行財政運営につきまして、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の社会経済状況を俯瞰いたしますと、かつてない円安が続き、国内外の情勢が見通せない中で、企業の先行きは不透明であり、物価高騰による家計への影響も深刻になっています。

また、あらゆるところで人手不足が深刻化しておりますが、町村の各種事業の進捗にも影響を及ぼしているほか、役場人材確保の面でも、技術職員はもちろん、事務職員の確保にも苦勞をしている状況です。

そのような中でも、住民からは生活に密着した様々な要望を日々受けており、これらの要望、課題に対して工夫をしながら、県と協力し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

県におかれては、非常に厳しい財政状況と推察いたしますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項であります。

令和7年度の県の施策・予算の立案にあたりまして、町村の厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜るとともに、ひとつひとつの要望事項が早期に実現されますよう、国への働きかけと県の真摯な取り組みをお願い申し上げます。

令和6年8月29日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 湯 川 裕 司

目 次

I 重点要望

1	地方分権と地方創生の一層の推進	1
2	防災・防犯対策の充実強化	4
3	自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進	8
4	保健・医療・福祉対策の充実強化	12
5	こども・子育て支援政策の推進	16
6	産業の振興及び観光施策の推進等	18
7	都市基盤等の整備促進	20
8	教育施策の推進	23

II 地域要望

1	三浦半島地域要望	27
2	湘南地域要望	29
3	足柄上地域要望	32
4	足柄下地域要望	40
5	愛甲地域要望	47
6	水源地域要望	50

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表

I 重点要望

I 重点要望

1 地方分権と地方創生の一層の推進

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 県内自治体間の広域連携が円滑に進められるよう、県の持つ調整、支援の役割を引き続き発揮すること。

また、自治体間の広域連携が困難な場合に、県が補完的な取組として掲げてきた事業を引き続き進め、新たな課題が発生した場合も、遅滞なくその役割を十分に発揮すること。

イ マイナンバーカードの普及と利活用を推進するうえで、町村が必要とする人員の確保等に係る経費については、全額国負担とし、十分な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、マイナンバーカードの安全・安定的な運用にあたり、システムの安全稼働等の対策を十分に講じ、セキュリティ問題等の発生防止とシステムの信頼構築に努めるよう、国へ働きかけること。

ウ 各種基幹統計調査結果については、統計データのオープン化・高度化の観点から、町村が速やかに情報収集し活用出来るよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう引き続き国へ働きかけること。また、県独自の統計調査結果についても、町村が速やかに収集活用できるよう、早期の公表に努めること。

エ ライフスタイルの多様化により幅広い年代の方が都市部と地方部との二地域居住等を始めようとし、また、国もその推進を図っているが、特に若い層に影響の大きい保育、教育環境の整備については議論が進んでいないことから、二地域居住の実践者が、住所地でない別拠点でも保育施設等の利用ができるよう、町村の意見を聞きながら研究を進めることを、国へ働きかけること。

オ パートナーシップ宣誓制度をより利便性の高い制度とするとともに、宣誓者2人の居住市町村や導入市町村間の宣誓要件の相違からパートナーシップ宣誓が解消されることがないように、都道府県間の連携も見据え、県として、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討すること。

また、現在、各市町村が個別に連携協定を締結している状況を踏まえ、県が一つの枠組みを提示し、宣誓要件の相違の有無に関わらず、導入市町村が一同に連携できる広域的な仕組みを確立し、幅広く制度の活用がなされるよう広報や関係団体への働きかけを行うこと。

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、ゴルフ場利

用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって今後とも国へ働きかけること。

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、課税客体の評価方法の簡素化を進めるなど、納税者が理解しやすくするとともに、税収が安定的に確保できるよう、制度の根幹を揺るがすような見直しは行わないよう国へ働きかけること。

また、固定資産税の非課税措置や特例措置を利用した経済対策等の整理・縮減・終了を図るよう国へ働きかけること。

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性や昨今の物価高騰なども鑑みた職員の処遇改善及び人材確保を阻害するものであり、その廃止を、国へ働きかけること。

イ 国策として、インバウンド事業を進めるなかで、現在の地方交付税は、観光関連の財政需要を反映した算定方法になっていないため、町村の独自財源確保に委ねることなく、国として観光関連の財政需要を適切に反映した交付税算定を行い、必要な財政措置を講ずることを国へ働きかけること。

ウ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等により、適切な財政措置を講ずることを、引き続き国へ働きかけること。

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるが、優先順位が低い事業への配分が遅く、財源として活用しにくいいため、配分額の確定を早期に行うこと。

また、優先順位が低い事業であっても全額留保されることなく早期に交付決定を行うこととし、町村がより一層活用出来るようにすること。

(6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案して自治体が策定した「地方版総合戦略」の事業推進にあたっては、引き続き、各地域県政総合センター等を窓口として、県と町村が連携することで地方創生の相乗効果を生み出すなど、必要な支援を行い事業を推進すること。

また、十分な予算の確保と、町村が柔軟に活用できるように補助金制度等の運用を図ること。

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

地方自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金を積み立てており、基金残高の増加を理由に、地方歳出を削減することのないよう、引き続き、国へ働きかけること。

(8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な清算基準を構築するよう、引き続き国に働きかけること。

(9) 非常事態に対する交付金の算定方法の見直し

新感染症のまん延や災害発生時など非常事態における国の交付金措置においては、財政力による補正は行わず、実態に即した必要な額を措置するよう、引き続き国へ働きかけること。

(10) 地方公務員の給与制度における地域手当

地域手当の支給割合は、生活実態に差のない近隣自治体間で格差が生じており、特に人材確保面などに支障が生じている。特に神奈川県は、2023年の最低賃金の額が1,113円と全国で最も高い東京都に隣接しており、その額も1,112円と東京都に次いで全国で2番目に高い。さらに、神奈川県の高い大阪府の額（1,064円）と比べ、全国でも突出して高い状況にある。県下全域がこうした「高賃金の地域である」という前提に立ち、県内近隣自治体間での格差が生じないように、支給割合や支給範囲の見直しを早急に行うよう国へ働きかけること。

(11) 県税徴収取扱費の見直し

個人県民税に係る徴収取扱費について、町村のシステム改修費や事務運営費が依然として町村の財政運営の大きな圧迫要因となっていることから、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施すること。

(12) 電子納税の推進

県内企業がeLTAXを活用したダイレクト納付手続等の電子納税制度への円滑な移行のため、地方税共通納税システムの普及・推進活動を広域的かつ積極的に実施すること。

(13) 所有者不明土地の管理に係る財政措置

所有者不明土地等の管理人の選任、又は越境した竹木の伐採等に係る費用について、町村に費用負担が生じないように財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図ること。

また、「大規模地震防災・減災対策大綱」は、防災DXなど新たな視点を位置づけ見直し、大綱に定められる対策を関係自治体と連携し、住民の生命・身体・財産を守るために、財政支援を含めた災害対策の強化を図ることを国へ働きかけること。

イ 改定された神奈川県水防災戦略に基づき、頻発する水害を未然に防止するよう、引き続き、位置づけられた施策を関係自治体と連携し計画的に進め、風水害対策の強化を図ること。

ウ 東海地震の強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている町村において、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断及び補強工事に対する財政措置の更なる充実と、無電柱化の計画的な推進を引き続き国へ働きかけること。

また、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算を確保し、公共施設の老朽化対策をはじめ、町村が求める対象事業について使用可能となる補助金とするようさらに見直しを行うこと。

エ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、確実な財政措置が講じられるよう引き続き国へ働きかけるとともに、原因者からも、財政的支援が得られるような新たな制度を創設することを、国へ働きかけること。

オ 昨今の台風の大型化に備えるため、海岸保全施設の適正な維持管理を行うこと。

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

ア 「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、引き続き既定の補助率どおり確実に交付できるように予算を確保するとともに、補助率の引き上げや補助対象事業の拡充のための予算確保にも努めること。

イ 自治体がり災証明を発行するにあたり、引き続き、自治体職員の評価技術向上を図るための研修会を開催すること。

また、町村では技術職員が不足しており、迅速かつ適正な調査・評価が困難なことから、専門職員の派遣制度の構築を国へ求めること。

さらに、内閣府が発出しているマニュアルは分量が多く、詳細にわたっており、現場での活用にそぐわないため、一層簡便なマニュアルの策定を国へ求めること。

ウ 災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に収集できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。デジタル方式に更新

した当該システムについて、情報発信の迅速化とともに、安定的に運用できるよう財政支援を国へ働きかけること。

エ 避難者への健康管理上の配慮等から、開設している避難所では不足が生じ、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げる必要が生じた際は、災害救助法の適用基準に該当しない場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、早期実現に向け、国へ働きかけること。

オ 住民の生命・財産を守るため、災害救助法適用以前に、住民を避難させ、避難所を開設・運営した場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、強く国へ働きかけること。

カ 平成29年3月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった5 t 消防ポンプ自動車については、消防団員の新たな負担とならないよう、講習受講による免許取得ではなく、従来のおお、普通免許で運転が可能となるような制度とするとともに、普通免許で運転できる消防ポンプ自動車を配備する場合に必要な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、消防職員について、中型免許以上の取得に係る負担軽減を行う町村に対し、財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

キ 消防力の整備指針に基づき整備されるはしご自動車及び消防救急無線設備の更新や維持管理並びに指令センターや消防DXの推進にかかる機器の更新・整備について、安定的に運用されるよう財政的な支援制度を構築するとともに、国・県補助金や地方債及び交付税措置の拡充を図り、併せて国へ働きかけること。

特に現在補助対象外となっている維持管理経費についても、財政支援が図られるよう、制度の見直しを行うこと。

ク 気象庁による大雨警報及び土砂災害警戒情報の発表単位については、その多くが自治体単位となっているが、最初に警報基準に達した地点が、住民の居住地域から遠く離れた場所であっても、当該自治体全体を警報等の対象として発表されるため、実際と異なる場合がある。自治体の対応に支障が生じていることから、実態に即した発表方法を確立するよう、国へ働きかけること。

(3) 施設の耐震化の促進

社会資本重点整備計画に掲げられた官庁施設耐震基準100%の目標を達成するため、老朽化対策への財政支援の強化策として、「緊急防災・減災事業債」については、発災時に、ほとんどの部分が災害対応拠点として使用することとなる小規模自治体庁舎の現状を踏まえた対象事業に拡充するとともに、制度の恒久化と「市町村役場機能緊急保全事業」を早急に復活させることを国へ強く働きかけること。

また、上記の両事業については、事業に係る住民合意を得るのに十分な事業期間を設けることも併せて要望すること。

(4) 公共施設等における防犯対策の推進

ア 道路、公園等の公共施設への防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、町村が犯罪抑止という視点で実施する施策・事業に対し、財政支援を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

また、市町村地域防災力強化事業費補助金に基づく防犯カメラの設置については、補助対象や補助金額の拡大を図りながら引き続き継続し、地域防犯の強化を推進すること。

イ 登下校防犯プランに基づく点検活動により設置を要する防犯灯については、社会資本整備総合交付金ではなく、単独の財政支援措置を講ずることを国へ働きかけること。

ウ 防犯灯類については、温室効果ガス排出量や光熱費の効果削減を図るため、多くの自治体がLED化を進めてきたが、整備後10年を経過している自治体もあり、今後、多くの更新が生じることから、財政支援措置を講ずることを、国へ働きかけること。

(5) 警察官の増員と交番の増設等

平成31年3月に「神奈川県警察交番等整備基本計画」が策定され、都市開発などに対応する場合でも、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応していくことや交番等勤務員数の維持の方向性が示されたが、地域住民にとって最も身近な地域安全を守るうえで交番は重要であることから、効果的な交番の再配置を進めるとともに、統合により交番が廃止となった地域においては、アクティブ交番を配備するなど、更なる地域安全の確保に努めること。

また、警察官の更なる増員配置と交番の増設を進めるため、関連する予算の拡充を国へ強く働きかけること。

(6) 土砂災害警戒区域内の既存建築物に対する支援

近年多発する土砂災害の発生を踏まえ、土砂災害警戒区域内の既存建築物に対する支援制度を検討するよう、国に働きかけること。

(7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況を分析し、信号機及び効果的な交通安全施設整備を図り、必要な予算の増額を行うこと。

また、地域住民はもとより、観光客の安全を確保するため横断歩道や道路のセンターライン、停止線などの不鮮明な路面規制標示の定期的な補修について、十分な財政措置を講じ、適切かつ迅速に対応すること。

(8) 「防災備蓄倉庫」の設置に係る要件の緩和

住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織等が設置する防災備蓄倉庫について、地域の防災力の向上の面から、その設置が容易に可能となるよう、県における小規模な防災備蓄倉庫の建築基準法上の取扱いの一層の緩和を図ること。

また、同様の観点から、国が示す技術的助言の見直しを行うことを国へ働きかけること。

(9) 大規模盛土造成地等の安全点検

宅地をはじめとする盛土箇所や大規模盛土造成地について、パトロール等による調査結果を町村と情報共有すること。

また、盛土規制法に基づき、県で予定されている規制区域の区域指定に向け、町村と十分な情報共有を図ること。

さらに、規制区域指定後の許可・検査・監督処分等の許認可事務については、都市計画法に基づく開発許可事務と密接・不可分にあることから、県において一体の事務として行うこと。

(10) 条例の施行前に行われた盛土や条例に規定する規模より小規模な盛土に関する支援等

県や町村の盛土に関する条例の施行前に行われた盛土や県の盛土に関する条例に規定する規模より小規模な盛土に関し、県は町村と情報共有を図るとともに、町村の求めに応じて技術的助言や財政的支援を行うなどの制度を構築すること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は引き続き国に財源を要望するとともに、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置づけられた事業を着実に推進すること。

また、温泉を含む水資源を保全するためにも森林整備は不可欠である。第4期5か年計画は令和8年度までとなっているが、継続性が必要な事業であることから、必要な財源を確保したうえで、令和9年度以降においても、水源地域としての役割を再認識し、水源地域が抱える課題に対して、積極的な支援策を講ずるなど、引き続き実施すること。

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、今後とも県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山事業に係る単独予算を引き続き確保すること。

ウ 神奈川県市町村事業推進交付金の対象事業のうち自然環境の保全に係る事業（松くい虫被害対策自主事業及び鳥獣保護管理対策事業）について、交付金の拡大を図り、事業の所要額を満たす予算を確保すること。

エ 砂の減少により岩肌の露出が見受けられる海浜において、養浜やサンドリサイクル等を効果的に行い、安全な状態を保つこと。

特に、海水浴場として開設する海浜など、多くの利用が想定される海浜については、重点的に行うこと。

オ 広域化が懸念されるヤンバルトサカヤスデについては、生息域の把握等調査を進め、まん延防止を図るための具体的な対策を講ずること。

カ 平成3年4月1日付で神奈川県とかながわ海岸美化財団で締結された協定書により、海岸漂着物等対策事業として海岸清掃を実施しているが、平成3年3月27日付で神奈川県と沿岸13市町で締結したかながわ海岸美化財団の設立に関する合意書どおり、通常清掃、緊急清掃の事業内容を明確にし、事業費の負担等を行うこと。

(2) 森林整備に対する支援

森林管理システムについては、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るため、町村向けの研修や技術支援などの措置を強化するよう、国へ働きかけること。

(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実

ア 地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を国に要望するとともに、国の支援制度に加え、県独自

の政策として初期投資への助成を検討すること。

イ 再生可能エネルギー設備等、及び省エネルギー設備等の更なる普及拡大を図るため、交付要件の緩和や、対象事業・補助率の見直しを行い、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をより活用しやすいようにするよう国へ働きかけること。

また、交付率についても地方自治体に多大な財政負担が生じないよう見直しの実施を国へ働きかけるとともに、設置者負担額の軽減のための財政支援制度の充実を図ること。

ウ かながわ脱炭素ビジョン2050を実現するため、全県民に向けた啓発を主体的に行うとともに、専門人材の派遣や、「神奈川県地球温暖化対策計画」に位置づけた町村の脱炭素に向けた取組に対する支援を充実させること。

エ 地球温暖化対策を進めるうえで太陽光発電施設等の普及促進は重要であるが、景観、土地の形質変更に伴う防災機能の低下等も懸念される。太陽光発電施設等の設置に係る基準等に関しては、複数の部局、制度にまたがることから、横断的な条例の制定や、ワンストップ窓口の設置などを検討すること。

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

ア 各地域における有害鳥獣被害状況（農作物被害や生活被害のほか、森林の植生劣化等）を検証し、実情にあった施策を展開する意味から、かながわ鳥獣被害対策支援センターに配置された鳥獣被害対策専門員に担当区域を設けた人員配置を行う等、県内地域の状況や加害獣の特性を理解した上で、実効性のある対策を講ずること。特に生息範囲や生息数が拡大している、シカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画等に基づき積極的に対策を講ずること。

イ 深刻化・広域化する鳥獣被害対策で、国はジビエを活用した取り組みを進めており、ジビエ活用の有無によって支援に差異が生じているが、野生鳥獣による農作物被害等が著しく、ジビエ活用よりも個体の減少、撲滅を優先せざるを得ない状況にあることから、支援策を見直すよう国へ働きかけること。

ウ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから詳細な生息数、生息域及び行動範囲の把握に努め、引き続き、町村への迅速な情報提供を図るとともに、緊急時の迅速かつ柔軟な対策を講ずること。

エ 有害鳥獣の捕獲に伴う捕獲活動経費は、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、単価が定められているが、この単価は制度開始以来ほとんど変わっておらず、捕獲用資材価格の上昇などにより、現在の捕獲者の経費負担に見合っていないため、単価の見直し（引き上げ）を行うよう国へ働きかけること。

さらに、県有害鳥獣捕獲奨励補助金については、引き続きその効果検証を行いながら制度を継続すること。

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

- ア 循環型社会形成推進交付金について、町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保とごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象の拡充や交付要件の緩和を国へ引き続き要望し、その実現を図ること。
- イ 町村は、プラスチック資源循環法において、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及びリサイクルのための体制や施設の整備など、必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、リサイクル先の確保が必要であるため、県として主導するとともに、リサイクル事業者の安定的確保について引き続き支援すること。

(6) 墓地等の経営の許可等に関する指針の策定

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則では、住宅と墓地の距離規定はあるが、納骨堂には距離規定がなく、権限移譲された自治体の条例の相違により周辺住民の生活環境に影響を与える可能性もあるため、広域的見地から、納骨堂と住宅との距離規定に係る指針を示すこと。

(7) 航空機等による騒音等に対する対応の強化

- ア 厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問合せ先の設置、及び激しい騒音や低空飛行による脅威を感じる事が予想される際には、事前に情報提供及び住民への十分な説明を行い、厚木海軍飛行場騒音規制を遵守するよう、国へ働きかけること。
- イ レジャーなどに利用される超軽量動力機いわゆるエンジン付きパラグライダーについて、住民から騒音に対する意見が寄せられている町村もあることから、エンジンやプロペラ等から発生する音量等の実態調査を行うとともに、飛行可能な地域の設定なども含め、必要な規制等の検討を行うこと。

(8) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス、就労、日本語教育及び災害時などの外国人受入れ環境の整備にあたって、速やかに町村に情報提供し連携を強化するとともに、財政面を含めて必要な支援体制を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

また、県においても、既存の「外国籍県民相談」及び「多言語支援センターかながわ」の相談窓口において、対応言語を増加させるなど、外国籍住民が暮らしやすい環境づくりに努めること。

(9) ナラ枯れ対策に係る財源の確保

県下全域に拡大するナラ枯れは、倒木による人的・住宅被害が懸念されるため、

拡大防止にあたっては、市町村の取り組みに加え、広域的な観点から、県主導で対策を講ずること。また、対策に必要な財源の確保が十分図られるよう国へ働きかけること。

(10) 民泊及び簡易宿所の適切な指導徹底及び情報共有

民泊法に基づく施設や管理人等が常駐しない簡易宿所などに対しては、騒音やゴミ出し等に関する問題発生の有無を確認するとともに、町村と連携し適切な指導等を実施すること。

また、違法民泊の疑いや騒音被害などに関する連絡があった場合、適切な事実確認を行い、調査や指導の結果について、当該施設の所在町村と情報共有を図ること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じており、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるため、県として安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

イ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためにも、地域における中核的な総合医療機関に、周産期医療体制及び小児医療体制を充実させることが不可欠である。

特に医療サービスが脆弱な町村部における医療ニーズを的確に捉え、継続的に質の高い医療サービスを安定的に提供することができるよう、県として医療体制の一層の充実強化を図るとともに、医療機関に対して適切な指導を行うこと。

ウ 第4期がん対策推進基本計画に位置づけられた各種がん検診の受診率目標の達成のため、費用の全額を国庫負担とすることを国へ要望するとともに、県としても町村と連携し、必要な支援を行うこと。

エ おたふくかぜ及び帯状疱疹等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とし、その際には、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置するよう引き続き国へ要望すること。また、帯状疱疹ワクチンについて、国が定期接種化するまでの間、県による助成を行うこと。

オ ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、救済手続きの簡素化と迅速な審査を国へ要望すること。

カ 前立腺がんについては、現在対策型がん検診に含まれておらず、任意型がん検診や自己負担による検診が実施されているところだが、生活習慣の変化や平均寿命の上昇等により、り患者が急増していることから、検診実施自治体に財政措置を講ずるよう国へ働きかけるとともに、県としても町村と連携し、必要な支援策を講ずること。

(2) 障がい者等に対する助成制度の充実

ア 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう、引き続き国へ働きかけること。

イ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担上限額を撤廃し、併

せて地域生活支援事業に係る費用を国の義務的経費と位置付けるよう国へ働きかけること。当該費用が負担金化されるまでの間については、国の規定補助率と実質補助率との乖離によって町村に過度な負担が生じないように、十分な財政措置を国へ働きかけること。

また、町村が地域生活支援事業を円滑に実施するには、あらかじめ歳入額を的確に見積もる必要があることから、県の補助額を早期に町村に明示すること。

ウ 現在、障がい者手帳を有する方へ補聴器の購入補助制度はあるが、加齢性難聴に対しては一部の自治体が独自に高齢者の補聴器購入に対し助成を行っている状況である。

高齢者人口が増加する中、補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができるために、国の負担による加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設について、県として働きかけること。

エ 国補助事業である「医療的ケア児等総合支援事業」及び「地域障害児支援体制強化事業」については、こども家庭庁に移管されたことにより、補助率が変更され、国と町村がそれぞれ1/2負担に変更された。しかしながら、障害のある子どもの支援に係る県と町村との連携強化、及び県内の支援格差是正の観点から、引き続き県による町村への財政支援及び財政負担を行うこと。

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 国民健康保険制度を円滑に運営するため、国保財政の構造的課題に対する3,400億円の財政基盤強化策等の効果を検証するとともに、現在の国民健康保険制度の円滑な運営のため、必要な追加支援策を実施すること。

また、保険料水準の統一に係るロードマップについては町村と協議を継続し、着実に推進を図ること。

さらに、国保制度の安定的な運営に資するよう、国が責任をもって制度設計を行い、地方自治体と協議し、国保基盤の強化を図ることを県として要望すること。

イ 子育て世帯の負担軽減策をより一層拡大するため、現在の未就学児を対象とする均等割保険料（税）の軽減措置については、令和8年度に創設される子ども子育て支援金と整合をとり、18歳までの被保険者を対象とするよう国へ働きかけること。また、併せて国による十分な財政措置を講ずるよう働きかけること。

ウ 町村の安定的な国保財政運営のために取崩した国保財政安定化基金の減少分を、今後の事業費納付金に上乗せする場合は、町村と十分に協議を行い、算定する上で激変緩和措置を図るとともに、国庫補助の拡大等を国に働きかけること。

エ 重度障がい者やひとり親家庭等への医療費助成については、国保財源である国庫負担金（療養給付費等負担金）の減額措置がとられているため、この措置を早急に廃止するよう引き続き国へ働きかけること。

オ マイナ保険証への移行と現行保険証の廃止について必要な広報等は、国が主体的に実施し、医療保険者の事務負担が増大しないようにするとともに、移行に伴い町村に生じる費用については、その全額を国が負担するよう国へ働きかけること。

(4) 児童福祉の充実

町村での児童相談ケースが、増加かつ複雑化するなかで、町村の相談体制の整備は益々重要性を増している。

改正児童福祉法により、「こども家庭センター」の設置が努力義務とされたが、町村では統括支援員の配置については財政措置を含め、その確保に大変苦慮している状況にある。

そこで、県は児童福祉司の増員など、児童相談体制の更なる充実強化を図り、町村の負担軽減を図る一方、統括支援員など専門職員の確保等、町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ強く働きかけること。

(5) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%が調整財源とされ、市町村間で交付率に格差が生じており、第1号被保険者に負担を強いることになるため、保険料に転嫁されることのないよう、引き続き強く国へ働きかけること。

イ 介護保険サービス利用料は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、介護保険料と同様、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、十分な財政措置を講ずること。また、上限額を超える場合の個別協議は例外的な取扱いとされ、見直しが行われているが、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図り、保険者への支援を充実させる観点から、更なる見直しを行うことを、国へ働きかけること。

エ 地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護従事者の人材養成やスキルアップを行い、より積極的に人材の確保・活用の支援に取り組むこと。

また、介護人材の不足が深刻化する中、人材の確保・維持に必要な制度改正や地域包括支援センターの職員配置の柔軟化、及び財源措置等について引き続き国へ働きかけること。

オ 介護事業者において、質の高い介護職員が確保され、安定した事業運営ができるよう、介護人材の確保策及び処遇改善の更なる充実を図るとともに、独自に研修支援等を行う自治体や介護サービス事業者の負担軽減を図るため、国の責任において十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

(6) 成年後見制度における中核機関の設置に向けた支援

判断能力が不十分な高齢者等を支援する成年後見制度において相談窓口となり、関係機関等との調整役を担う「中核機関」の設置とその運営については、関係機関相互の連携や専門人材の機能強化など、広域自治体として主導するとともに、必要な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

(7) 引き取り手のない死亡人の取扱いに係る費用負担の見直し

身寄りがなく、引き取り手のない死亡人の火葬、埋葬等の取扱費用については、墓地埋葬法により町村が負担しているが、町村に一方的な財政負担が生じないよう、法改正により都道府県による弁償の規定を明確にするとともに、諸事情により町村が負担せざるを得ない費用については助成を行うなど対策を講ずるよう国へ働きかけること。

5 こども・子育て支援政策の推進

(1) 「子ども・子育て支援制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国统一費用部分(国1/2、県・町村各1/4)の他に、公定価格に対する地方単独費用部分が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけを行うこと。

また、子ども・子育て支援制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

イ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どもに対し、令和3年度より利用料の一部を給付しているが、子育て支援の拡大を図る観点から、満3歳児以上の子どもの利用料を無償化するよう制度の見直しを国へ働きかけること。

(2) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための補助制度の見直し

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入れ対策緊急支援事業」は、補助制度を継続すること。

併せて、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人件費及び人材育成に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

イ 放課後子ども教室推進事業については、県の補助金積算調整基準の根拠を明確にし、国の実施要領と整合を図るとともに、引き続き県の予算を確保すること。

また、町村が今後も安定的かつ一層の事業充実を図ることができるよう、必要経費の地方財政措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

(3) 多様な医療費助成の充実

ア 子どもの医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策である。また少子化対策の観点からも、国において、全国統一的な子どもの医療費助成制度を創設することを県として引き続き働きかけること。

また、県は令和5年度から小児医療費助成制度の対象年齢を就学前から小学校卒業までに引き上げたが、県補助対象である中学生の入院については、償還払いのみを補助対象としており、現物給付を基本とする市町村補助制度の実情が考慮されていないため、早急に制度を見直すこと。

イ ひとり親家庭等医療費助成、重度障害者医療費助成については、制度改正から16年が経過し、社会経済情勢が大きく変化していることから、制度のあり方について、改めて町村と協議をする場を設け、早期に検討を開始すること。

また、この2つの助成制度については、法律等に基づく全国统一した助成制度とするよう、国へ働きかけること。

ウ 不妊治療の保険適用の拡大を国へ働きかけること。また、保険適用されない間は、県による不妊治療費助成事業を拡充し継続すること。

また、不育症治療については、専門医の育成及び助成に係る予算を確保するよう、国へ働きかけること。

6 産業の振興及び観光施策の推進等

(1) 県内の観光の推進

ア 県内農林水産業の資源を活かし、神奈川県6次産業化推進計画に位置づけられた取り組み方針や目標等の達成と、観光資源ともなるブランド商品の開発・強化を進めるため、県は神奈川県農山漁村発イノベーションサポートセンターとともに、町村へ積極的な支援を行い、地域の活性化に努めること。

イ 町村が、観光基盤の充実・強化を図るため、施設整備を行う場合に、その整備に係る新たな財政措置を講ずるよう引き続き国へ働きかけること。

ウ 観光イベントにおける観光客の交通手段の1つとして、バスは大きな役割を果たしているが、運転手不足による減便等の輸送力の低下が、観光行事を取り巻く環境にも大きな影響を与えている。

そこで、運転手不足の解消に向けた具体的な施策を講ずるとともに、道路運送法第21条に基づく一時的な需要に係る一般貸切・一般乗用旅客自動車運送のための交通事業者への財政支援や、観光地への誘客、及び観光地の観光消費額促進に向けた地域内の周遊性向上のために行う自治体の取組みに対し、具体的な支援策を講ずること。

(2) ICカードの広域利用による観光振興

観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に対し、引き続き働きかけを行うこと。

(3) かながわブランドの振興に係る支援の充実

茶の消費量・栽培面積ともに減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、農業機械等の購入費助成やスマート農業技術の導入について、県補助事業の充実を図ること。また、茶の消費量増加のため、茶の地産地消を促進する県主体の事業を実施すること。

(4) 産業・観光振興に係るICTやAIの導入促進及び支援

産業・観光振興に係るICTやAIの導入については、県は、町村と連携して積極的に取り組むとともに、町村や事業者がICT・AIの導入、活用や環境整備に係る独自の取り組みを行う場合に助成を行うなど、その推進を図ること。

(5) 小規模な農業災害における補助制度の創設

農業の衰退を防ぎ、将来にわたって安定した農業生産を行う上で基盤となる農地が、近年の異常気象による豪雨等により被災した場合、国庫補助事業の要件に満た

ない小規模災害については、助成制度が多岐にわたることから、わかりやすく周知を図ること。

(6) 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策における農場の分割管理の推進

国では、鳥インフルエンザ発生時に全羽殺処分とはしない「分割管理」を進めており、マニュアルが示されているが、分割管理の施行にあたって県は速やかな確認を行うほか、発生予防やまん延防止に係る支援の拡充、また施設整備等に充てられる充実した財政支援制度の構築を国へ働きかけること。

(7) 「建築物として取り扱わないビニールハウス」等の取扱いに係る弾力的な運用

スマート農業を行うビニールハウスでの農業経営を目指す法人等の参入を促し、魅力ある農業を次代につなぐため、「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る取扱いについて、高さ及び面積要件を廃止するとともに、被覆材の要件についても弾力的に運用すること。

また、ガラス素材を使用した温室等について、農業用で使用する施設については、建築基準法上の建物として取り扱わないよう基準の緩和を図ること。

(8) 伐採造林届の提出の周知

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に係る伐採造林届の提出について、制度を知らないことによる無届伐採の事例が発生している。町村は広報紙やホームページでの周知に努めているが、無届伐採を解消する観点から、県からも制度の周知徹底や必要な措置を行うこと。

7 都市基盤等の整備促進

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業について、財政基盤が漸弱な町村にとっては財源確保が困難なため、組合施行の事業と同様な補助制度を県として構築すること。

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

国に対して、次の各項目について働きかけること。

ア 都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、町村の要望額を下回る内示額が示され、一般財源等で充当せざるを得ない状況が続いているため、適切な所要額を確保すること。

イ 本交付金により、更新を含めた道路の建設、改修等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、現在交付金対象となっていない事業についても、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の対象とすることを国に働きかけること。

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を引き続き講ずること。

(3) 町村部における県道整備の推進

町村部における県道は、住民の最も基本となるインフラであり町村の骨格を形作るものであることから、県内道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、町村部の道路整備の重要性を認識し、国庫財源を含む必要な予算確保に努め、着実に整備を実施すること。

また併せて、町村のまちづくり推進に係る、局所改良的な道路環境整備も重要であることから、着実に推進すること。

(4) 生活交通の確保対策の充実

生活交通の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」や県の「地域公共交通確保維持費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退や減便により、町村民の利便性が損なわれているため、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけるとともに、人口減少が続く地域のバス路線維持のための県独自の補助制度を創設すること。

イ 地方創生や高齢化対策、また地球温暖化対策の観点からも公共交通は重要であるが、県の補助制度は、路線のキロ程要件や広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続することなど、補助要件が厳しいことから、その緩和を図るとともに、国と協調して補助を行うこと。

ウ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、地域公共交通計画の作成が「地域公共交通確保維持事業」による補助要件として定められたが、特に広域的な路線に係る計画については、路線バス事業者が、今後とも地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助を受けられるよう、県として、主体的にその役割を果たすとともに、町村に対して支援を行うこと。

(5) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等から、管理が行き届かない箇所も見受けられるため、河川管理者による草木の除草並びに伐採を充実すること。また、自治会への委託制度等による場合は、必要な財政支援を講ずること。

(6) 合併処理浄化槽設置に係る財政措置の継続

河川水質環境の改善を促進させるには、合併処理浄化槽設置を加速させる必要があることから、補助制度拡充のための財政支援措置を講ずること。なお、国の循環型社会形成推進交付金については、引き続き、支援されるよう国へ働きかけること。

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 上下水道施設の改修や老朽化に伴う更新、耐震化に係る工事費並びに維持管理費の増大は、安定した上下水道事業を運営するうえで制約となることから、国庫補助事業における採択要件の緩和、補助率の引き上げ及び補助要望額に応じた予算の確保を国へ要望するとともに、県においても施設の維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

ウ 国策として進める下水道事業の広域化・共同化の推進について、施設の老朽化や職員数の減少、人口減少に伴うサービス需要の減少などの課題が山積している状況に鑑み、将来にわたる住民サービスを確保するため適切な財政措置を講ずることを国へ求めること。

また、県においては、令和5年3月に策定した神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画を着実に推進するとともに、町村が抱える課題の解決に向けた必要な支援を行うこと。

(8) 公共施設の計画的更新の促進

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等については、老朽化対策をはじめとした適正管理を推進するため、引き続き財政支援の拡充を国へ働きかけること。

- (9) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設
- 町村においては、小規模な都市公園が多い中で、大規模改修や新規公園を整備する場合に、補助要件を緩和した町村が活用しやすい、新たな補助制度の創設を国へ働きかけること。

8 教育施策の推進

(1) 教育指導体制の強化

ア 学校が抱える複雑多岐にわたる課題の解消とともに、きめ細やかで質の高い教育実現のため、小中学校における教職員定数の弾力的な運用を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

また、小規模校に対する教職員の加配とともに、学校教育活動の一層の充実を図るためにも、スクール・サポート・スタッフの継続的な配置及び学習指導員の配置に係る財政措置についても引き続き国へ働きかけること。

イ ヤングケアラー及び虐待など家庭環境に課題をもつ児童・生徒に対する支援及び教育相談機能の充実強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣日数拡大と増員を図れるよう、国に対し補助率の引上げ等の財政支援を引き続き働きかけること。

ウ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、町村の小中学校で等しく司書教諭の配置がされるよう、司書教諭の標準定数を義務標準法に規定するよう国へ働きかけること。

エ 近年、特別支援学級の児童・生徒や通常級において発達障害の可能性のある児童・生徒が増加していることから、個別最適な学びの実現に向けた特別支援教育支援員のニーズが高まり、町の財政負担が増大しているため、支援が必要な児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員を各町村に公平・公正に配置できるよう、交付税措置によらない財政支援制度を早期に確立するよう国へ働きかけること。

(2) 少人数学級編制の実現

義務標準法の改正により、令和7年度に小学校の35人学級編制が実現されるが、この効果を検証し、引き続き、中学校における35人学級編制の実現に向け、早期に同法の改正を行い、施設整備や教職員の確保等を図っていくよう国に働きかけること。

(3) 子育てのための施設等利用給付交付金の充実

子育てのための施設等利用給付交付金については、補助対象事業費の額に圧縮率を乗じた額とならないよう、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、町村の超過負担を生じさせないことを、引き続き国へ働きかけること。

(4) キャリア教育の推進に伴う支援

町村がキャリア教育を推進するにあたり、研修等を引き続き行うとともに、町村が取り組む上で十分な支援を行うこと。

(5) 「学校施設環境改善交付金」の条件緩和

施設整備に有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があり、町村の財政を圧迫しているため、「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を引き続き国へ働きかけること。

特に、同交付金の対象では、小学校と中学校を統合して義務教育学校を新設する場合、統合に伴う既存施設の改修のみが補助対象となっているため、新たな場所に新築する場合も補助対象とするよう国へ働きかけること。

(6) 学校教育の振興

新学習指導要領により、小学校のプログラミング教育や外国語教育といった新たな対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政措置を充実させるよう、引き続き、国へ働きかけること。

(7) ICT・プログラミング教育の推進

情報モラル指導やプログラミング教育を実施するため、ICT機器を活用した授業等を行っていくうえで、ICT支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっていることから、ICT支援員雇用にかかる費用は交付税措置によらず、財政支援を講ずるよう国へ働きかけること。

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事への養護教諭の参加や研修等により、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と併せて、養護教諭が不在の際に、代替養護教諭や看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築すること。

(9) GIGAスクール構想をはじめとした ICT 環境整備への財政支援の充実

児童・生徒への1人1台の端末整備については、端末の更新や校外や家庭での活用に伴うランニングコストとともに、ICT環境を有効に活用していくための人件費等も経常経費として含めた、端末1台の運用に対して通常必要となる費用をもとに補助単価を定め、児童・生徒の人数等を乗じた交付をするなど、簡易な算定根拠による財政措置を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

(10) スクール・ロイヤーの体制整備

学校で発生する複雑・多岐に渡る問題について、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒の最善の利益を念頭に置き、法的観点から迅速な初期対応と継続的な支援を行うスクール・ロイヤーについては、町村が利用しやすい体制整備を図り、引き続き支援を行うこと。

(11) 給食食材料費の高騰に伴う保育所等の公定価格の改定

物価高騰の影響により、保育所等の給食費において、食材料費が賄いきれない状況にあることから、給食の質や量、栄養バランスを維持し、公平な費用負担とするために随時見直しを行い、適正な公定価格に改定するよう国へ働きかけること。

(12) 医療的ケア看護職員の配置に伴う財政措置

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康と安全な学校生活を送るための支援として、在籍校に医療的ケア看護職員の配置を行う場合、国、県、町村それぞれ3分の1の負担措置とすること。

(13) 学校栄養教諭等の配置

子どもに対する食育の重要性と食物アレルギー対応や異物混入防止等、食の安全性を確保するため、栄養教諭並びに学校栄養職員の配置を拡大する観点から国の配置基準を見直すよう国へ働きかけること。

また、国の配置基準が見直されるまでの間、配置基準を引き下げる県独自基準を設置し、国の配置基準により配置人員に減員が生じる場合でも、栄養教諭等の減員を行わないこと。特に栄養教諭未配置である町村へは、早急に配置すること。

(14) 部活動の地域移行について

国は令和5年から令和7年までを「改革推進期間」と位置づけ、休日の部活動について、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携することや、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することについて、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すよう、各自治体に求めている。

このことを踏まえて、地域の実情に応じた地域移行のあり方を検討・実施していくためには、地域移行することで生徒及び保護者へ過大な費用負担が起きないようにしていくこと、持続可能な地域移行のために、指導の対価として十分見合う報酬が指導者へ支払われること等が必要と考える。

については、国の方針を踏まえた部活動の地域移行を実現させていくために、次の事項について要望する。

ア 地域移行により、活動場所への交通費や団体へ支払う利用料、スポーツ保険の支払い等、受益者負担が過大とならないように財政支援を行うこと。

イ これまで部活動の指導は、顧問（教員）が担っており、その費用については、県費教職員ということで、県が負担していたことから、地域指導者への報酬等については、町村負担が生じないようにすること。

ウ 地域のスポーツ団体等の人材資源が少ない小規模自治体にとっては、指導者の確保が困難なことから、広域的な地域移行の仕組みや制度確立などに対する国・県による人的支援を含めた支援策を講ずること。

(15) 重要文化財保護の充実

国の「継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化」として施策を推進するという趣旨を踏まえ、予算措置について、災害復旧分と通常分を別枠で計上するとともに、通常分においても所要額を確保するなど、財政措置の充実を図るよう国に強く働きかけること。